

# 2014年度 事業報告

## 本会の目的と事業

I 本協会は、海難審判事件に関する調査研究を行い、海難審判での海難関係人の権利を擁護し、海難審判の適正な運用に資するとともに、船舶事故等の調査に関する調査研究を行い、海事の発展に寄与することを目的とする。

## II 役員、評議員、賛助会員及び職員等の数

平成27年3月31日における役員等は、次のとおりである。

- |         |                    |
|---------|--------------------|
| ① 理事    | 10人                |
| ② 監事    | 2人                 |
| ③ 顧問    | 1人                 |
| ④ 評議員   | 10人                |
| ⑤ 賛助会員  | 団体会員440団体、個人会員201人 |
| ⑥ 職員等の数 | 常勤役員2人、職員8人、嘱託員1人  |

## III 評議員会及び理事会

### 1. 評議員会

(1) 平成26年6月16日、千代田区麴町「海事センタービル」において、平成26年度第1回（定時）評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

- ① 平成25年度事業報告、収支決算並びに監事監査報告書について

(2) 平成26年10月21日、千代田区麴町「海事センタービル」において平成26年度第2回評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

- ① 平成26年度補正予算（案）について  
② 平成27年度補助金及び助成金の申請（案）について  
③ 評議員及び役員を選任について

(3) 平成27年3月9日、千代田区麴町「海事センタービル」において、平成26年度第3回評議員会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

## 2. 理事会

(1) 平成26年5月26日、千代田区麴町「海事センタービル」において、平成26年度第1回（通常）理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成25年度事業報告、収支決算並びに監事監査報告書について

② 平成26年度第1回（定時）評議員会の招集について

(2) 平成26年9月17日、本協会において、評議員会の日時の決定等を議題とした書面による平成26年度第2回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成26年度第2回評議員会の招集について

(3) 平成26年10月21日、千代田区麴町「海事センタービル」において平成26年度第3回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成26年度補正予算（案）の承認について

② 平成27年度補助金及び助成金の申請（案）について

③ 公益財団法人 海難審判・船舶事故調査協会門司支部長就任の同意について

(4) 平成27年2月4日、本協会において、評議員会の日時の決定等を議題とした書面による平成26年度第4回理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 平成26年度第3回評議員会の招集について

(5) 平成27年3月6日、千代田区麴町「海事センタービル」において平成26年度第5回（通常）理事会を開催し、次の事項が審議され、原案のとおり可決された。

① 職員退職手当支給規程の一部改正（案）について

② 平成27年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

## IV 事業

### 1. 海難審判等に関する調査研究事業（定款第4条第1号、4号）

#### (1) 海難審判裁決例調査研究事業（自主事業）

海難審判所裁決について、「海難審判所裁決例集」に取り上げるべき裁決の選定、判示事項の摘出等について調査研究するとともに、その他の海難防止上必要な事項について調査研究を行うものである。

平成26年度においては、学識経験者、海技専門家、海事補佐人及び海難審判所の審判官・理事官により構成する「海難審判裁決例調査研究会」を4回にわたり開催し、平成24年に裁決言渡のあった主要な事件等について調査研究を行い、52件を裁決例とすることを決定した。

また、調査研究の結果については、取りまとめて「海難審判所裁決例集」として編集刊行し、海難防止のために広く活用できるようにした。

#### (2) 船舶事故調査報告書等研究事業（自主事業）

運輸安全委員会が公表した船舶事故調査報告書等について、船舶事故の再発防止に有用で、かつ重大な事故事案及び統計に関し、その活用策について調査研究を行うものである。

平成26年度においては、運輸安全委員会事務局の船舶事故調査官等と事務打ち合わせなどを行った。

その結果、運輸安全委員会事務局の地方事務所7ヶ所が、船舶事故調査報告書を活用して、それぞれの事務所管轄で特色ある海域、船種、事故種類などにテーマを絞り分析を行ったものを取りまとめ「地方事務所における船舶事故の分析(平成26年度版)」を刊行し、賛助会員及び海事関係団体に提供した。

### 2. 海難審判関係人の権利擁護、相談事業（定款第4条第2号）

#### (1) 海難審判扶助事業（（公財）日本財団助成事業）

海難審判において、経済的な理由により海事補佐人を依頼できない海難審判関係人のために、必要な扶助を行う。海難審判関係人から扶助の申し出のあった事件については、毎月開催（年間12回）される「海難審判扶助審査委員会」でこれを審査、決定する。

したがって、本事業は、海難審判関係人の権利を擁護するとともに、適正な海難審判の運用に資するものである。

平成26年度においては、海難審判関係人135人から電話等による申し出があったが、地方支部員による事前の審査によって73人が扶助制度の趣旨に合致したが、そのうち9人の取り下げがあり、64人（事件数

62件)を「海難審判扶助審査委員会」で審査を行った。その結果、海難審判関係人から扶助申請のあった64人について扶助決定を行った。

(2) 海難審判等相談事業 ( (公財) 日本海事センター補助事業)

全国9ヶ所の公益財団法人海難審判・船舶事故調査協会相談所において、海難を起こし審判を受ける船員や船舶事故調査官の調査を受ける船員などのための一切の相談に無償で応じるものである。

平成26年度においては、海難関係人等1,014人の相談に応じた。

また、各相談所にパソコンを整備してインターネットによる相談も開始した。

その他、相談事業の周知・啓発活動の一環として宣伝用のポケットティッシュ及び海難審判等の無料相談を掲載したポスターを制作し、賛助会員をはじめ海事関係団体等に配付した。

3. 海難審判及び船舶事故調査に関する広報、周知啓発事業

(定款第4条第3、5号)

(1) 海難情報等提供事業 (自主事業)

本協会のホームページを通じて検索機能を備えた全裁決の提供、事業の照会、海難に関する種々の情報、資料等を海事関係者のみならず、広く社会に発信するものである。

平成26年度においては、本協会のホームページに平成23年から平成24年までの2年分の全裁決658件を新たに掲載するとともに、検索結果の表示部分に当該事件の主な海難原因等を掲載するようにした。

日本財団からの助成による「海難審判庁裁決の海難防止活動への利用事業」の成果物であるビデオ(その後DVD化した。)のうち、「衝突―プレジャーボートと見張り」(平成5年制作)及び「どんな時、なぜ海難は起こるのか」(平成10年制作)の2巻について、現在でも利用可能なように海難審判制度、統計等を修正するなどの再編集を行った。

(2) 図書、会誌刊行事業 (自主事業)

① 平成25年1月から12月までの全裁決を利用しやすいように2分冊の「海難審判所裁決録」として編集、刊行し、有償で提供した。

② 平成24年分の「海難審判所裁決録」に掲載している事件の船名、発生場所及び海難原因等別を「海難審判所裁決録索引」として、編集、刊行し、海難審判所裁決録を購入した者に無償で提供した。

③ 本協会の事業を周知啓発するため、機関誌「ふねとうみ」を刊行して

賛助会員、関係行政機関及び海事関係団体等に無償で配付するものである。

平成26年度においては、機関誌を3回発行し、各々約2,000部を配付した。

